

飯南町 不妊治療費補助制度

飯南町では、不妊治療を受けようとするご夫妻の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、不妊治療にかかる費用に対する補助を行っています。

対象者

- ・戸籍上の婚姻関係にあり、夫妻またはそのどちらかの住民登録が飯南町にある人
- ・事実婚の状態にある者であって、夫婦またはそのどちらかの住民登録が飯南町にある人
- ・医療保険に加入している人
- ・産婦人科医または泌尿器科を標榜する医療機関で治療等を受けている人
(対象となる不妊治療期間の年限3年→期限なしになりました。令和6年3月～)

対象治療

- ◆ 不妊治療(保険適用外治療も含む)
- ◆ 人工授精
- ◆ 治療または不妊原因を調べるための検査
- ◆ 体外受精

助成内容

| 診察の種類 | 治療費助成額 | 通院費助成額 |
|-------------------------------|----------|----------------|
| 保険診療 保険診療と先進医療の併用 保険外診療 | 上限30万円/年 | 1回3千円、上限10万円/年 |

※島根県不妊治療〈先進医療〉費助成事業の対象となった方は、島根県助成金交付を受けた後に申請してください。
※各医療保険の限度額認定証により受診しなかった場合、高額療養費の支給決定後に申請してください。

申請方法

治療終了後に下記のことを飯南町役場保健福祉課まで持参してください。なお申請は治療終了日(医療機関証明書の治療終了日)から起算して1年以内に申請してください。

〈必要書類等〉

- ①飯南町不妊治療費補助金交付申請書
- ②不妊治療に係る医療機関証明書
- ③不妊治療費に係る領収書
- ④戸籍謄本又は外国人にあっては、住民票の写し
- ⑤事実婚関係に関する申立書(事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合に限る)
- ⑥健康保険証の写し
- ⑦医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等に定めるところによりその治療に要した費用に対する給付額が記載された給付決定通知書
- ⑧他の地方公共団体の助成制度によりその治療に要した費用に対して交付された額の記載のある助成金交付決定通知書
- ⑨不妊治療費補助金交付請求書

※①②⑤⑨については様式がホームページ、保健福祉課にあります。まずは一度お問い合わせください。

申請書類はこちらから
ダウンロードできます→

